

政法第2598号
答申第458号
平成28年11月9日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年1月23日付け夷健福第1167号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第565号

平成26年11月25日付けで異議申立人から提起された、平成26年9月30日付け夷健福第811号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年9月5日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「夷隅保健所の精神福祉士と次長・課長と話した記録、病院とかで言われた記録（両親・息子）」

3 特定した対象文書

実施機関は、条例第11条の規定により、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにせず拒否した。

4 実施機関による決定

平成26年9月30日付け夷健福第811号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年11月25日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）本件で作成された記録は、異議申立人には「知る権利」があり、関係者が関係ある情報を入手しても不開示理由にならない。

（2）行政機関の長は、開示請求があったときは個人が公務員等である場合で、情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（以下「職務遂行情報」という。）を開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならない。よって不開示

は不服である。

3 意見書の要旨

異議申立人は、意見書において、本件請求に類似した請求で過去に部分開示決定がなされたものがあると主張し、本件請求においても、個人を識別することができる情報を除く情報及び職務遂行情報については開示すべきである旨主張している。

第4 実施機関の説明要旨

1 対象文書の特定について

異議申立人の本件請求の内容に不明な点があったため、平成26年9月8日及び同月9日に請求内容を補足するため、異議申立人に対して電話による聞き取りを行ったところ、「請求者自身のことについて本人以外の者がどのように話したか」及び「現在の精神保健福祉士の前の担当者が病院から聞いて親に言ったこと」についての開示請求であることを確認した。

そこで実施機関は、本件請求について、文書の存否を答えることで、特定の個人が夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）（以下、「センター」という。）に精神やその他障害に関する相談をしたか否かを明らかにすることとなり、条例第8条第2号（不開示とする個人情報）により保護しようとする権利利益を侵害することとなるため、本件決定を行った。

2 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、開示請求の対象行政文書としている精神保健福祉士と次長・課長と話した相談記録及び現在の精神保健福祉士の前の担当者が病院から聞いて親に話した記録は、異議申立人には「知る権利」があり、これを開示しても、保護しようとする個人の権利利益を侵害するものではないため、条例第11条に該当しない旨主張する。

しかしながら、条例は開示請求者のいかんを問わず開示・不開示の決定を行うものであるから、たとえ本人が自己の情報を開示請求した場合であっても、条例第8条第2号に該当し、不開示となる。

なお、本件請求にあたり、条例に基づく請求ではなく、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「個人条例」という。）に基づく自己情報開示請求を教示したにもかかわらず、請求者は本件請求を継続したい旨主張したものであり、この主張には理由がない。

(2) また、異議申立人は、実施機関は、開示請求があったときは、個人が公務員等である場合で、情報がその職務の遂行に係る情報であるときは公務員等の職務遂行情報を開示請求者に対して開示しなければならないと主張する。

しかし、「相談記録」に記載されている内容は、相談者個人に関して相談した記録であり、その存否を答えることは、特定の個人がセンターの相談を受けているという事実の有無を示すことになり、当該情報を公にすることにより、特定の個人の権利利益を侵害するため、条例第8条第2号本文の不開示理由に該当し、条例第11条に基づき不開示とするのが妥当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

本件請求内容に係る行政文書は上記第4の1のとおり、センターにおいて「請求者自身のことについて本人以外の者がどのように話したか」等が判明するセンターの精神保健福祉士等による相談記録等である。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、文書の存否を答えることで、特定の個人がセンターに精神やその他障害に関する相談をしたか否かが明らかになり、条例第8条第2号（不開示とする個人情報）により保護しようとする権利利益を侵害することとなるとの理由で本件決定を行った。

以下、本件決定の妥当性について検討する。

3 本件決定の妥当性について

条例第11条は、開示請求に対し、当該請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨、定めている。

異議申立人は、本件請求で、センターの精神保健福祉士等による異議申立人に関する相談記録や会話の記録等の開示を求めているところ、本件請求の存否を答えることは、異議申立人が、センターの精神保健福祉士等に相談を行った事実の有無（以下、「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号前段に該当する。

よって、実施機関が条例第11条を適用して、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、異議申立人が本人の情報を入手しても不開示理由にならない旨主張しているが、条例に基づく行政文書開示請求制度は、開示請求者が誰であるかを問わず開示・不開示の判断がなされるものであり、個人条例に基づく自己情報開示請求制度とは制度が異なるものである。

また、異議申立人はその他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年1月23日	諮問書の受理
平成27年2月19日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年4月6日	異議申立人の意見書の受理
平成28年9月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順)